

免田支店移転のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、長年にわたってご愛顧を賜っております免田支店は、令和6年11月22日（金）の営業終了後、多良木支店内に店舗を移転させていただくこととなりました。

移転に際しましては、皆様方にご不便、ご迷惑をおかけすることとなりますが、何卒ご理解を賜り、令和6年11月25日（月）からは多良木支店内でご利用いただきますようお願い申し上げます。詳しくは、下記の「お取引のご案内」をご一読いただきたく存じます。

なお、現在免田支店内設置の現金自動預払機（ＡＴＭ機）は、移転後も引き続きご利用いただけます。11月25日（月）からは夜9時まで稼働時間を延長し、土・日・祝日も稼働いたします。

今後とも地域の皆様に親しまれ信頼されるよう、より一層の金融サービスの向上に努めてまいりますので、引き続きお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

令和6年11月

熊本県信用組合

理 事 長	出 田 貴 康
免 田 支 店 長	那 須 謙 三
多 良 木 支 店 長	小 佐 井 清 史

【お問い合わせ窓口】

○免田支店
（令和6年11月22日（金）まで）
球磨郡あさぎり町免田東1497-36
TEL0966（45）1068

○多良木支店
（令和6年11月25日（月）から）
球磨郡多良木町多良木1442-2
TEL0966（42）2134

【ご案内地図（多良木支店）】



お取引のご案内

前述のとおり、店舗移転となりますが、免田支店のお取引口座は、そのままご利用いただけます。お客様からのお手続きはございません。詳細につきましては、下記のとおりでございますのでご案内申し上げます。

1 免田支店の移転場所について

「免田支店」は「多良木支店」の店舗内に移転し、店舗内店舗方式で営業をさせていただきます。なお、店舗内店舗方式とは、一つの店舗内に複数の営業店が同居し、営業を行う方式です。

2 通帳、証書及びキャッシュカードの取扱い

お客様の通帳、証書及びキャッシュカードについては、引き続き「免田支店」、「店番013」、「口座番号」のままご利用いただけます。

3 公共料金や税金など自動引き落としの取扱い

お客様の手続きは不要です。今まで通り、口座からお支払いとなります。

4 年金や給与、配当金などの取扱い

お客様の手続きは不要です。今まで通り、口座へご入金となります。

5 マル優などの非課税貯蓄制度の取扱い

マル優、マル特、マル財につきましては、引き続き免田支店のお取引としてご利用いただけます。

6 一般融資、各種ローン及びその他業務の取扱い

お客様の手続きは不要です。今まで通りお取引いただけます。お取引中のご返済につきましても、今まで通り、ご指定の口座から引き落としさせていただきます。

※ なお、この度の店舗移転に係るご質問・ご要望等につきましては、【お問い合わせ窓口】までご連絡をお願いいたします。